

令和3・4年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請
（ 建 設 工 事 ）

提 出 の 手 引 き

令和2年11月1日現在

目 次	1	申請できる方	1 ページ
	2	参加資格（登録）有効期間	1 ページ
	3	受付期間	1 ページ
	4	受付方法	1 ページ
	5	申請内容の公表	2 ページ
	6	申請業種	2 ページ
	7	提出書類	2 ページ
	8	登録業者の区分	3 ページ
	9	その他	3 ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（建設工事）の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

1 申請できる方

酒田市が発注する（建設工事）に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

2 参加資格（登録）有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受付期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月15日（金）まで【当日消印有効】

※令和3年4月1日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

受付期間終了後の随時受付は、令和3年4月中旬から開始の予定です。

4 受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません）

封筒に「競争入札（見積）参加申請（建設工事）」と記入の上、下記宛先までお送りください。

※この申請は上下水道部分も含まれます。

【宛先・問合せ先】

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

（個別番号） 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）

電 話 0234-26-5708（直通）

F A X 0234-26-5738

☆この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」「小修繕工事（50万円以下）」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送してください。

☆酒田地区広域行政組合分は、同組合消防本部予防課総務係（〒998-6711 山形県酒田市飛鳥字契約場30番地／電話0234-61-7119）へ提出してください。その際の提出先は「酒田市長 宛」ではなく、「管理者 酒田市長 宛」となりますので、注意してください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、84円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

5 申請内容の公表（令和3年度より実施します）

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

6 申請業種

建設業法に定める29業種

7 提出書類

(0) チェックリスト

(1) 競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（経営事項審査（経審）を受けた方）

(3) 営業所一覧表（下記の区分による）

建設業の許可	委任先	委任先が 従たる営業所	提出書類
あり	あり	はい	酒田市様式 又は、 建設業許可申請書 別紙二
		いいえ	酒田市様式
なし	なし	—	酒田市様式 又は、 建設業許可申請書 別紙二
		—	酒田市様式

(4) 工事経歴書（直前決算2期分）

(5) 技術職員名簿

(6) 納税証明書（写し可）（発行日は申請日から遡って、3か月以内のもの）

書類名	説明
法人税（法人）申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その3の3 個人：その3の2
市税の納税証明書 （市内に本社又は市内にある支店・営業所等に委任する方）	○法人（市役所で発行） 「最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの）」をお願いします。【事業年度の関係上、最新のものが、「令和元年度」の場合と「令和2年度」の場合が考えられますので、各申請者においては、該当する方の年度について、必ず市役所市民課に申し出てください。】 ○個人（市役所で発行） 「令和元年度の納税証明書」をお願いします。

(7) 印鑑証明書（原本）（発行日は申請日から遡って、3か月以内のもの）

(8) 委任状（本社から支店・営業所等に委任する方）

(9) 使用印鑑届（委任する方及び実印以外の印鑑を使用する方）

(10) 建設業の許可、経審の有無に応じた以下の書類。

区 分	提出書類
①経審を受けた方（下記②以外）	不要
②建設業の許可があり、経審を受けていない方や、経審の審査基準日以降に営業しようとする建設業に変更があった方	建設業の許可証の写し
③建設業の許可がない法人の方	登記事項証明書（写し可）
④建設業の許可のない個人の方	身分証明書（写し可）

※ 登記事項証明書（写し可）と身分証明書（写し可）は、申請日から遡って、3か月以内に発行されたもの

(11) 暴力団排除に関する誓約書

(12) 資本関係・人的関係調書（市内に本社・営業所等を有する事業者のみ）

(13) 誓約書（市内に本社・営業所等を有する事業者のみ ※添付書類あり）

以上の書類を番号順にA4-S判（縦型）フラットファイルにつづり、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、1部提出してください（色指定なし。金具のないもの）。

(1) (3)～(5) (8) (9) (11)～(13)の酒田市様式は市のホームページに掲載しています。(3)～(5)については、国土交通省、公契連、山形県の様式でも可能です。

8 登録業者の区分

(1) 市内業者・・・市内にある本社又は委任先が下記の①から⑦までの全ての条件を満たすもの。

- ① 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- ② 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- ③ 酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
- ④ 労務契約を結んでいる従業員を実質的に指揮監督できる体制があること
- ⑤ 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- ⑥ 郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- ⑦ 電話及びファックスが本社又は委任先に設置されていること（市外局番が0234以外及び0120並びに転送不可。ただし、携帯電話を除く。）

(2) 県内業者・・・(1)以外で県内に本店を有するもの。または、県内に営業所等、常時契約を締結する事務所を有するもの。

(3) 県外業者・・・(1)、(2)以外のもの。

9 その他

- ・小修繕工事（50万円以下）の見積り合わせに参加申請を希望される場合は「小修繕工事」での申請となり、この「建設工事」の申請は出来ません。「小修繕」をご覧ください。
- ・提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。
- ・申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.city.sakata.lg.jp/>
（「入札・契約」コーナーの『入札参加』の中にあります）
- ・この登録申請は、酒田市上下水道部で建設工事を発注する場合にも適用されます。
- ・申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- ・登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。
- ・申請された情報は、情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。